

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）」第42条の規定に基づき、南幌町防災会議が作成する計画であり、南幌町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 南幌町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 用語

本計画で使用する用語等は、次による。

標記	説明
基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
水防法	水防法（昭和24年6月4日法律第193号）
町防災会議	南幌町防災会議
本部（長）	南幌町災害対策本部（長）
本計画	南幌町地域防災計画
防災会議 構成機関	南幌町防災会議条例（昭和37年12月10日条例第17号）第3条第5項に定める委員の属する機関
災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策 実施責任者	基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因によって生ずる被害
防災	災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること。
複合災害	同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することによって被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、災害時に特に配慮を要する者
避難行動 要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者
避難場所	指定緊急避難場所、指定避難所等、町民が災害から身を守るために避難する場所
福祉避難所	一般の避難場所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難場所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した避難場所

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により、着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は、町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であるため、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施によって地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第4節 計画の修正要領

第1 計画の修正

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより、本計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定め、これを修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い、本計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって本計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

なお、軽微な変更（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更）については、道知事との協議を要せず、町防災会議で決定した修正結果を道知事に報告する。

第2 計画の周知

この計画は、町及び防災関係機関の職員、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底を図るとともに、町防災計画のうち特に必要と認める事項については、基本法第42条第5項に定める公表のほか、住民に対しても周知徹底を図るよう措置する。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

1 町

機関名	事務又は業務
町長部局	(1) 町防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (3) 自主防災組織の充実を図ること。 (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 ア 災害対策本部の設置並びに組織の運営に関すること。 イ 災害時における給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 エ 防災訓練に関すること。 オ 防災思想の普及に関すること。 カ 防災組織の整備及び防災用資機材の備蓄に関すること。 キ 災害情報の収集及び伝達に関すること。
南幌町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導に関すること。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

2 消防

機関名	事務又は業務
南空知消防組合 消防本部 南幌支署 南幌消防団	(1) 災害時における人命救助及び財産保護に関すること。 (2) 災害の予防措置に関すること。 (3) 災害時の防災教育、訓練等の普及啓発及び指導に関すること。 (4) 災害時における各医療機関との協力体制に関すること。 (5) 災害時の応援要請に関すること。

3 道

機関名	事務又は業務
空知総合振興局 地域創生部 地域政策課	(1) 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。

機関名	事務又は業務
	(3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事。 (5) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関する事。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
空知総合振興局 札幌建設管理部 長沼出張所	(1) 水防技術の指導に関する事。 (2) 所轄河川の改良、修繕及び災害復旧に関する事。 (3) 所轄河川の維持管理に関する事。 (4) 所轄河川の水位、雨量等の情報の伝達に関する事。 (5) 道道の維持、災害復旧等に関する事。
空知総合振興局 森林室	(1) 林野火災の予防対策に関する事。 (2) 所轄道有林の治山対策に関する事。 (3) 災害時において公共団体の要請による緊急復旧用材の供給に関する事。 (4) 災害対策上、所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関する事。
空知総合振興局 保健環境部 保健行政室	(1) 災害時における各医療機関の連絡調整に関する事。 (2) 災害時における防疫活動の指導助言に関する事。 (3) 防疫薬剤供給対策に関する事。 (4) 被災者の健康管理に関する事。 (5) 災害時の応急給水に係る指導助言に関する事。 (6) 食品環境衛生の指導監視に関する事。 (7) 死亡獣畜の処理に係る指導助言に関する事。 (8) 放浪犬の管理に係る指導助言に関する事。 (9) 感染症患者の移送等に関する事。 (10) 災害救助法の適用に関する事。
空知総合振興局 保健環境部 児童相談室 (岩見沢児童相談所)	(1) 災害時における児童の心のケア等の相談活動に関する事。 (2) 孤児、遺児等の保護の実施に関する事。
空知家畜保健衛生所	(1) 被災家畜の伝染病予防に関する事。
空知農業改良 普及センター 空知南西部支所	(1) 農作物の被害調査及び報告に関する事。 (2) 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導の実施に関する事。 (3) 被災地の病虫害防除の指導の実施に関する事。

4 北海道警察

機関名	事務又は業務
栗山警察署	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (6) 危険物に対する保安対策に関すること。 (7) 広報活動に関すること。 (8) 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

5 北海道教育委員会

機関名	事務又は業務
空知教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関すること。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

6 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道財務局	(1) 公共土木施設、農林施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡遅延に対する特例措置の要請に関すること。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込みの猶予期間の延長、り災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の指導に関すること。 (5) 災害時において公共団体に国有財産の無償使用を許可し、又は無償貸付の実施に関すること。
岩見沢労働基準監督署	(1) 事業所、工事等の産業災害の防止対策に関すること。
札幌開発建設部 江別河川事務所 千歳川河川事務所 札幌南農業事務所 千歳道路事務所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 (6) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (8) 補助事業に係る指導、監督に関すること。

機関名	事務又は業務
岩見沢 社会保険事務所	(1) 災害時における健康、厚生、船員保険等の保険料の徴収猶予を行うこと。 (2) り災被保険者で被保険者証を紛失した者に対し、被保険者証の再交付の優先取扱いを行うこと。 (3) り災被保険者に対し、保険給付金等の優先取扱いを行うこと。
北海道農政事務所	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局 空知森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道運輸局 札幌運輸支局	(1) 災害時における陸上輸送の連絡調整に関すること。 (2) 自動車輸送事業の安全の確保に関すること。
札幌管区気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
岩見沢 公共職業安定所	(1) り災地域における労働力の確保に関すること。 (2) り災失業者の職業紹介に関すること。 (3) 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。 (4) り災受給資格者に対し、雇用保険法による給付を行うこと。

7 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊 第7師団 第72戦車連隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

8 指定公共機関

機関名	事務又は業務
日本郵便株式会社 北海道支社	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。
町内郵便局	(3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

機関名	事務又は業務
株式会社NTTドコモ 北海道支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本赤十字社 北海道支部空知地区 (日赤南幌町分区)	(1) 救助法が適用された場合、道知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
日本放送協会 札幌放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
日本通運株式会社 札幌支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
北海道電力株式会社 岩見沢支店 栗山営業所	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。

9 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
北海道放送株式会社	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。
札幌テレビ放送株式会社	(2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
北海道テレビ放送株式会社	
北海道文化放送株式会社	
社団法人空知南部医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
岩見沢歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
社団法人北海道薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
社団法人北海道獣医師会 空知支部	(1) 災害時における飼養動物の対応を行うこと。
北海土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。 (2) 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
札幌地区バス協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
社団法人札幌地区 トラック協会	
夕張鉄道株式会社	(1) 災害時におけるバス輸送の確保を行うこと。
ジェイ・アール 北海道バス株式会社	(2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
北海道中央バス株式会社	

10 防災上重要な施設の管理者及び公共的団体

機関名	事務又は業務
長幌上水道企業団	(1) 災害時における飲料水の確保に関すること。 (2) 水道施設の災害復旧対策に関すること。
南空知公衆衛生組合	(1) 災害時における廃棄物処理に関すること。
北広島市環境課	(1) 災害時におけるし尿処理に関すること。
南空知葬斎組合	(1) 災害時における遺体の火葬に関すること。
江別市水道部総務課	(1) 災害時における下水道処理に関すること。
南幌町農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (2) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。 (3) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんを行うこと。 (4) 共済金支払いの手続を行うこと。 (5) 町が行う被害状況調査の協力を行うこと。
南空知農業共済組合	(1) 災害時における家畜対策についての協力を行うこと。 (2) 町が行う家畜被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと。
南幌町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
一般病院・診療所	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。
北海道赤十字 血液センター 岩見沢出張所	(1) 災害時における血液の供給及び輸送体制の確立に関すること。
運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
危険物関係施設の 管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。
南幌町建設業協会	(1) 災害時における応急土木工事の支援活動を行うこと。
南幌町観光協会	(1) 災害時における観光施設の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 観光施設での避難誘導及び救護に関すること。
南幌町区長会	(1) 災害時における情報伝達及び避難等の支援活動を行うこと。 (2) 被災者調査及び援護の支援活動を行うこと。
南幌町赤十字奉仕団	(1) 防火防災知識の普及に関すること。
南幌町婦人会	(2) 災害時における応急対策活動（炊き出し、救援物資の支給等）を行うこと。
南幌町青年団体協議会	
ボランティア団体	
南幌町 社会福祉協議会	(1) 被災者救護の支援活動を行うこと。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと。

第6節 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開する。

第1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄等、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練等自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難場所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力等、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 道・市町村・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努める。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する等の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設を含む。以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案する等、町との連携に努める。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図る。

第4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかける。

